

データ復旧サービス事件

判決年月日 平成23年5月26日

事件名 平成23年(ネ)第10006号 損害賠償等請求控訴事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110531164010.pdf>

担当部 知的財産高等裁判所第4部

【コメント】

1 著作権侵害について

・本判決は、本件コンテンツ、控訴人文章全体の構成及び記述順序、個別の各文章（判決紹介末尾の「控訴人・被控訴人各文章対比表」参照）のいずれも、文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合や表現が平凡かつありふれたものである場合に該当し、筆者の個性が表現されたものとはいえないから、創作性が認められず、著作権侵害は認められないと判断しました。本判断は、アイデアや事実等表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分は著作権法上保護されないことを明らかにした江差追分事件判決（最判平成13年6月28日）を踏襲したものです。

・本判決は、広く一般には知られていなかったデータ復旧サービスという新しい知見に基づく表現であっても、著作権法は単なる思想、アイデアを保護するものではないから、当該知見に関する単なる事実や思想について、ありふれた表現で表現する場合には創作性を認めることができないことを明らかにしました。

・本判決は、仮に表現上の制約があり、表現に選択の幅が小さい場合であっても、他に異なる表現があるにもかかわらず、同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合には、複製権侵害に当たるといふべきであるとの控訴人の主張に対し、本件は同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合とは言えないから、控訴人文章と被控訴人文章とが実質的に同一であるということとはできないことを理由に控訴人の主張を排斥しましたが、仮に同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合であっても、あくまで創作性のない部分が同一であるにすぎない場合には著作権侵害が成立する余地はないはずであり、不法行為法による救済の可能性が検討されることにならうかと思われず。

Cf. 後掲ライブドア裁判傍聴記事件判決は、裁判傍聴記の著作物性を否定し、当該傍聴記をデッドコピーしたブログ記事による著作権侵害を否定しています。

2 一般不法行為の成否について

・本判決は、著作権法の保護の対象とされない表現物については、原則として誰もが自由に利用し得る、との原則に基づき、被控訴人の行為は公正な競争として社会的に許容される限度を超えものということとはできない、として一般不法行為の成立を否定しました。

・本判決はいかなる事情があれば、被控訴人の行為が公正な競争として社会的に許容される限度を超えたものといえるのかについて、明確にしないまま、不法行為の成立を否定しましたが、原審では、被控訴人文章の全体の2分の1以上を占める部分は控訴人文章の

表現と類似していないこと、控訴人文章と被控訴人文章の表現が類似している部分は、データ復旧サービスの内容を一般消費者向けに説明する際に広く用いられている一般的なもので普通に考えられる工夫であること、被控訴人文章は広告用の文章であって、被控訴人は被控訴人文章の出版、ウェブサイトへの掲載等により直接利益を得ているわけではないこと、広告用文章を閲覧した者が当該サービスを利用するか否かは、その広告用文章の表現内容のみではなく、当該サービス自体の内容や価格、その実績等によるところが多い点を考慮しています。

本件は、一般不法行為の成立を認めた後掲通勤大学法律コース事件の事案とは異なり、被控訴人が、被控訴人文章から直接利益を得ているわけではない点（上記 ）がポイントとなったように思われます。

・本判決は、控訴人文章と被控訴人文章の類似は偶然の一致にしては不自然であり、被控訴人文章は、控訴人文章に依拠して作成されたものと推認せざるを得ない、と認定したうえで（被控訴人文章の作成担当者Aは控訴人文章への依拠を否定していますが）、「控訴人がA（作成担当者）の説明に疑問を抱き、著作権侵害が認められないとしても、なお被控訴人の行為を強く非難することは、それ自体無理からぬところである。」と判示するなど、控訴は棄却したものの、控訴人の主張に対し、一定の理解を示しました。

【参考】

依拠の点について判断した最高裁判決

最高裁昭和53年9月7日判決「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」
（著作権判例百選第4版86頁）

言語の著作物の翻案の意義について判断した最高裁判決

最高裁平成13年6月28日判決「江差追分事件」（判例時報1754号144頁）

創作性につき判断した近時の裁判例

東京地裁平成7年12月18日判決「ラストメッセージ in 最終号事件」（判例時報1567号126頁）

知財高裁平成17年10月6日判決「YOL事件：控訴審」（著作権判例百選第4版10頁）

知財高裁平成20年7月17日判決「ライブドア裁判傍聴記事件：控訴審」（判例時報2011号137頁）

知財高裁平成22年5月27日判決「研究論文事件」（判例時報2099号125頁）

知財高裁平成22年7月4日判決「富士屋ホテル事件」（判例時報2100号134頁）

知財高裁平成22年6月29日判決「弁護士のくず事件」（最高裁HP

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100630091815.pdf>）

著作権侵害が問題となった事案において、一般不法行為の成否につき判断した近時の裁判例

東京地裁平成13年5月25日判決「自動車データベース事件」(判例時報1774号132頁)

知財高裁平成17年10月6日判決「YOL事件:控訴審」(著作権判例百選第4版10頁)

知財高裁平成18年3月15日判決「通勤大学法律コース事件:控訴審」(著作権判例百選第4版58頁)

東京地裁平成22年2月26日判決「韓国語著作物事件」(判時2096号144頁)

【事例】

控訴人が、インターネット上に開設するウェブサイトにてデータ復旧サービスに関する文章を掲載した被控訴人の行為は、主位的に、控訴人が創作してそのウェブサイトに掲載したデータ復旧サービスに関するウェブページのコンテンツまたは広告用文章を無断で複製または翻案したものであって、控訴人の著作権(複製権、翻案権、公衆送信権、二次的著作物に係る利用権)および著作者人格権(氏名表示権、著作権法113条6項のみなし侵害)を侵害する不法行為に当たる、予備的に、著作権侵害に当たらないとしても一般不法行為に当たるなどと主張し、被控訴人に対し、損害賠償および謝罪広告の掲載を求めた事案で、控訴人文章と被控訴人文章は、表現上の創作性がない部分において同一性を有するにすぎないから、この共通点をもって複製または翻案に該当するという事はできない、創作性のない部分において同一性を有するにすぎない以上、被控訴人文章をウェブサイトにて公開したことをもって、公正な競争として社会的に許容される限度を超えたものということとはできないなどとして、請求を棄却した原審を相当とし、控訴を棄却した。

(文章例1)

控訴人文章 : データ復旧って何?

被控訴人文章 : データ復旧技術サービスとは?

(文章例2)

控訴人文章 : このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧サービスの利用を検討します。

被控訴人文章 : このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧技術サービスの利用をご検討下さい。

【判決内容の概要】

1 著作権侵害について

- (1) 著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから(著作権法2条1項1号)、既存の著作物に依拠して創作された著作物が思想、感情若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、複製にも翻案にも当たらないものと解するのが相当である(最判平成13年6月28日)。したがって、複製又は翻案に該当するため

には、既存の著作物とこれに依拠して創作された著作物と同一性を有する部分が著作権法による保護の対象となる思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要である（同上）。

そして、創作的に表現されたと言うためには、厳密な意味で独創性が発揮されたものであることは必要ではなく、筆者の何らかの個性が表現されたもので足りるというべきであるが、他方、文章自体がごく短く又は表現上制約があるため他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が表現されたものとは言えないから、創作的な表現であるということとはできない。

控訴人は、表現が「平凡かつありふれたもの」であったとしても、新しい知見に基づく表現である場合や、創意工夫のもとに表現されたものについては、創作性が認められると主張するが、著作権法は、あくまで表現をその保護の対象とするものであるから、「新しい知見」であるか否かを問わず、単なる事実や思想、アイデアを保護するものではない。データ復旧サービスに関する知見が「新しい知見」であったとしても、当該知見に関する単なる事実や思想について、ありふれた表現で表現するにすぎない場合や、一般的に使用されるありふれた言葉を選択し、組み合わせたにすぎない場合には、その「選択」と「組み合わせ」に創作性を認めることはできない。取り上げるべき事項の取舍選択、配列などに創意工夫を行ったとしても、編集著作物の要件を満たす場合は別格として、そのような作業過程を経たことをもって、その成果物について直ちに創作性を認めることはできない。

(2) あてはめ

本件コンテンツについて

ウェブページ上のサービスメニュー、タブメニューの設置、配置、分類及び表現はいずれもごくありふれたものであり、作成者の個性が現れているとはいえない。著作権侵害の主張は失当である。

控訴人文章全体の構成及び記述順序について

控訴人文章は、広告用文章として、データ復旧サービスの基本的な内容を説明するものであるところ、控訴人文章の全体的な構成、記載の順序、小見出しを有する点等は、広告用文章で広く用いられている一般的な表現手法にとどまり、控訴人主張の上記の全体的な表現に作成者の個性が現れているとまでいうことはできない。したがって、表現上の創作性がない部分にすぎない構成及び順序が共通することをもって、複製又は翻案に該当するということとはできない。

個別の文章について

（判決別紙「控訴人・被控訴人各文章対比表」記載の控訴人文章3、4、5を除く控訴人各文章について）文章自体がごく短く、ありふれた言葉を使って表現したものであるから、平凡かつありふれたと言うほかなく、創作的な表現ではない。

（控訴人文章3、4、5について）事実を記載しているにすぎず、その表現

形式は制約が大きく、内容、表現、記述の順序のいずれにおいても、一般的に使用されるありふれた言葉で表現したものであるというほかに、表現上の格別な工夫があるということとはできず、当該部分に作成者の個性が現れているということとはできない。

また、データ復旧サービスをパソコンの修理と比較して説明するというアイデア自体は著作権法上保護される表現には当たらない。

控訴人文章と被控訴人文章はいずれも表現それ自体でない部分又は表現上の創作性のない部分において同一性を有するにすぎないから、複製又は翻案に当たるものではない。

控訴人は、仮に表現上の制約があり、表現に選択の幅が小さい場合であっても、他に異なる表現があるにもかかわらず、同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合には、複製権侵害に当たると言うべきであると主張するが、控訴人文章と被控訴人文章との間には、見出しなどのごく短い文章やありふれた表現が一致する文章が18分程度散在するにすぎず、控訴人主張のように同一性を有する表現が一定以上の分量にわたる場合とは言えないから、控訴人文章と被控訴人文章とが、実質的に同一であるということとはできない。

2 一般不法行為の成否について

・控訴人文章が掲載された控訴人のウェブサイトを開覧し、これを参考にした可能性があること、被控訴人文章は、控訴人文章以外の広告文章とは共通性がないことなどからすると、控訴人文章は、被控訴人文章に依拠して作成されたものと推認せざるを得ない。被控訴人文章の作成担当者は依拠を否認しているが、控訴人文章と被控訴人文章とは記載順序や構成だけでなく、具体的な表現についても共通する部分があり、それらがありふれた表現であることを考慮しても不自然であるというほかない。

・しかし、控訴人の「オリジナル広告文」が著作権法によって保護される表現に当たらず、その意味で、ありふれた表現にとどまる以上、これを「オリジナル広告」として、控訴人が独占的、排他的に使用しうるわけではない。したがって、被控訴人が控訴人のそのような広告と同一ないし類似の広告をしたからといって、被控訴人の広告について著作権侵害が成立しない本件において、著作権以外に控訴人の具体的な権利ないし利益が侵害されたと認められない以上、不法行為が成立する余地はない。著作権法の保護の対象とされない表現物については、原則として自由に利用しうるものであり、控訴人文章と被控訴人文章とは、表現それ自体でない部分又は表現上の創作性のない部分において同一性を有するにすぎない以上、被控訴人文章をウェブサイトに公開したことをもって、公正な競争として社会的に許容される限度を超えたものということとはできない。

さらに、被控訴人が、被控訴人文章をウェブサイトに公開したことをもって、被控訴人に控訴人指摘の何らかの利益が生じたとしても、その点について控訴人が法的保護に値する立場にない本件においては、これをもって公正な競争として社会的に許容される限度を超えたなどといい得る前提があるものではない。

以上
〔文責：川端 さとみ〕

(99頁)

控訴人・被控訴人各文章対比表

No	控訴人文章	被控訴人文章
1	■ データ復旧って何？	■ データ復旧技術サービスとは？
2	① ■ どんな時に利用されるの？ ② ・バックアップを取っていない ・バックアップを戻せない	■ どのようなときに利用するサービスなのか？ ・バックアップを取っていない ・バックアップからシステムを復旧できない
3	③ このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧サービスの利用を検討します。	このような非常事態に遭遇した場合の有効な回復策の一つとして、データ復旧技術サービスの利用をご検討ください。
3	① ■ 修理と何が違うの？ ② パソコン修理 ーパソコンの機能を取り戻すことに主眼を置きます。 たとえばハードディスクが故障した場合、新しいものに交換すればパソコンはその機能を取り戻します。 しかし、新しいものに交換すれば当然データは戻りません。	■ データ復旧と修理サービスの違いは？ 1. パソコン・機器等の修理 パソコンの動作的な機能を取り戻すことに主眼を置きます。 例えばハードディスクが故障した場合、新しいものに交換すればパソコンはその機能を取り戻します。 しかし、新しいものに交換すれば当然データは戻りません。

- 28 -

	データは消えてもパソコンは直る。これが修理の基本的なスタンスです。	データは消えてもパソコン・機器は元に戻ります。これが修理サービスの基本的な考え方です。
③	データ復旧 ＝データを取り戻すことに主眼を置きます。 データを取り戻すためなら、分解や破壊といった修理とはむしろ逆になることも行います。 たとえば	2. データ復旧技術サービスの場合 データを取り戻すことに主眼を置きます。 データを取り戻すためなら、分解や破壊といった修理とは逆行行為になることも行います。 例えば、
④	パソコンそのものはそれほど高価なものではなくなりました。しかし、パソコンに保存されているデータは一段と重要性を増しています。 パソコンに事故が起こった場合には、パソコンが大切なのか、データが大切なのかをよく見極めることが大切です。	パソコン・機器そのものはそれほど高価なものではなくなりました。しかし、パソコンに保存されているデータは文書のデジタル化や利便性を追求していく現代では、一段と重要性を増しています。 パソコンに事故が起こった場合には、パソコンが大切なのか、データが大切なのかをよく見極めることが大切です。